

奨学生募集要項（2022年度）

No. 715

C 直接応募

奨学団体名 (奨学金名称)	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業		
2022 募集人数	40名程度		
募集学年	最終学年またはその1年前の学年の在学生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部、研究科		
財団締切時期	2023年1月16日（月）		
給付	上限：100万円 ※在学中に借受予定の奨学金 総額の1/4にあたる額を助成	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	—	年齢制 限	令和5年3月31日時点で35歳以下の者
就労制限	無	出身地 制限	無
その他応募条件	・ 大学等を卒業後、就業先が決まっていない者 ・ 日本学生支援機構第一種奨学金またはこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の者 ・ 「地域指定枠」と「業種指定枠」それぞれ応募枠で、助成金が交付される条件等が異なるので、詳細は募集要項にて確認すること ・ 申請書類は、県HPからダウンロードすること		

令和4年度 三重県地域と若者の未来を拓く
学生奨学金返還支援事業助成金募集要項

1 応募資格

それぞれの要件（１）から（３）までのすべてを満たす方が対象です。

（１）対象者

①学生

申請時に、大学等の最終学年もしくは、その１年前の学年の学生で、かつ、就業先が決まっていない方

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程：１年生以上 博士課程：最終学年の１年前の学年以上
大学（６年制）	５年生以上
大学	３年生以上
短期大学（専攻科を含む）	１年生以上
高等専門学校（専攻科を含む）	４年生以上
専修学校の専門課程	２年制課程の場合：１年生以上 ３年制課程の場合：２年生以上 ４年制課程の場合：３年生以上

②既卒者

申請時に、大学等（上記（①）に記載の学校）を卒業後３年以内で、三重県外に居住し、就業先が決まっていない方（Ｕターンとなる県外居住者が対象）

（２）対象奨学金

①学生

日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方

※ただし、三重県外在住かつ三重県外大学等在学中の方は、第一種奨学金に加え、第二種奨学金（有利子）又はこれに準ずる奨学金も対象となります。

②既卒者

申請時に、日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金又はこれに準ずる奨学金を返還中である方

（３）年齢

令和５年３月３１日時点で３５歳以下の方

2 応募枠

「指定地域枠」と「業種指定枠」の2種類があります。

それぞれ助成金が交付される条件が異なりますので、ご自身の希望にあわせ、どちらかを選んで応募してください。

(1) 指定地域枠

①居住地域

「指定地域」への定住を希望する方。

※「指定地域」とは、「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則(平成28年三重県規則第68号)」で定める地域です。

※具体的な「指定地域」の一覧は[別紙1](#)。

②対象企業・対象業種

企業・団体等への就職を希望する方 又は 個人事業主等として就業を希望する方。
ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。

※就職する企業等の場所や業種は問いません。

(2) 業種指定枠

①居住地域

三重県内への定住を希望する方。

②対象企業・対象業種

県内に本社を有し、「指定業種」である企業・団体等への就職を希望する方 又は 県内に主たる事業所を有する個人事業主として指定業種としての就業を希望する方。

ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。

※「指定業種」とは、「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則」(平成28年三重県規則第68号)で定める産業です。

※具体的な「指定業種」の一覧は[別紙2](#)。

2 募集人数

40人(予定)

3 募集期間

令和4年10月11日(火)から令和5年1月16日(月)まで

4 助成内容

(1) 助成金額

①学生

在学中に借受予定の奨学金総額の1/4にあたる額

(上限 100 万円) ※利子は対象外です。

②既卒者

支援対象者として認定された時点の奨学金借受残額の1/4にあたる額

(上限 100 万円) ※利子は対象外です。

(2) 助成条件

①学生

大学等を卒業後、就業と居住の条件を満たし、4年間経過した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間経過した場合に残額を交付します。

②既卒者

支援対象者として認定を受けた日以降に、就業と居住の条件を満たし、4年間経過した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間経過した場合に残額を交付します。

5 申請方法

(1) 申請方法

申請は次の①から④までのうち、いずれかの方法で行ってください。

①三重県電子申請・届出システム

三重県ホームページから三重県電子申請・届出システムへアクセスし、必要事項を入力してください。

申請書類のうち「申請書」と「認定希望調書」の提出については、Word ファイル等を作成して添付してください。また、直接フォームに入力していただいても構いません。

三重県電子申請・届出システムでは、90 分間画面の操作がない場合、タイムアウトが発生します。タイムアウト時に保存していないデータは失われますので、定期的に保存してください。

②電子メール

電子メールにファイルを添付する場合は、パスワードを設定してください。設定したパスワードは別途連絡してください。

③郵送（配達証明）

④持参

※三重県ホームページはこちらです。

https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/miesalon/74737039887_00002.htm

○「三重県 奨学金返還支援」で検索



(2) 申請書類

①申請書（様式第1号）

②認定希望調書（様式第2号）

③学生証の写し（既卒者の場合は、卒業証明書）

④奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの（既卒者の場合は、奨学金返還証明書）

日本学生支援機構の奨学金の場合、スカラネットパーソナルの「詳細情報」及び「個人情報」の両ページをもって、奨学金貸与証明書（奨学金返還証明書）の代わりとできます。

「奨学生証」は、奨学金貸与証明書の代わりとなりません。

⑤住民票の写し ※第二種奨学金（有利子奨学金）を対象とする場合

※県外在住の方や、県外大学等に在学中の方は、審査において一定の加算を行います。

※申請区分が、指定地域枠であって、かつ居住を希望する地域が、過疎地域等の場合、審査において一定の加算を行います。

※生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、次の書類を提出いただいた場合、審査において一定の配慮を行います。

なお、電子申請により申請を行う方が、次の書類を提出する場合は、別途電子メール又は郵送にて提出してください。

（ア）（生活保護受給世帯の場合）

生活保護受給証明書（県に申請書を提出する日の2カ月前の日以降に発行されたもの）（交付を受けようとする者の生計を維持する者分）

（イ）（市町村民税所得割非課税世帯の場合）

所得課税証明書（令和4年度分）（同一生計の家族全員分）

※「申請書」「認定希望調書」は全項目を入力（記載）してください（空欄がないようにしてください）。

※「奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの」「学生証の写し」等を電子ファイルで提出する場合は、文字が判別でき、全面が入るようにしてください。登録できるファイルのサイズは10MBです。また、登録できるファイルの種類は、Word、Excel、PowerPoint、PDF、JPEG、ZIP 圧縮ファイル等です。

(3) 提出先

(電子メールの場合)

sensomu@pref.mie.lg.jp

提出後2開庁日以内に受信確認の返信を行います。受信確認の返信がない場合は、三重県戦略企画部戦略企画総務課(TEL 059-224-2009)までお電話ください。

なお、電子メールによる提出は、容量が25MB未満の場合に限ります。

(郵送又は持参の場合)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 戦略企画部 戦略企画総務課

※郵送の場合は、配達証明郵便を利用してください。

(4) 提出期限

令和5年1月16日(月)

※提出期限までに、すべての申請書類が不備なく提出されている必要があります。

一度提出していただいても、不備等があった場合には修正のうえ、再提出していただく必要がありますので、できるだけ早く提出をお願いします。

※郵送の場合は、必着とします。

6 審査

審査は、書面審査(第1次審査)及び面接審査(第2次審査)により行います。

面接審査(第2次審査)は、書面審査(第1次審査)を通過された方を対象として、令和5年2月10日(金)、11日(祝)にオンラインで実施する予定です。

7 支援対象者の認定

県は、面接審査(第2次審査)後、令和5年3月下旬までに審査、支援対象者の認定を行います。

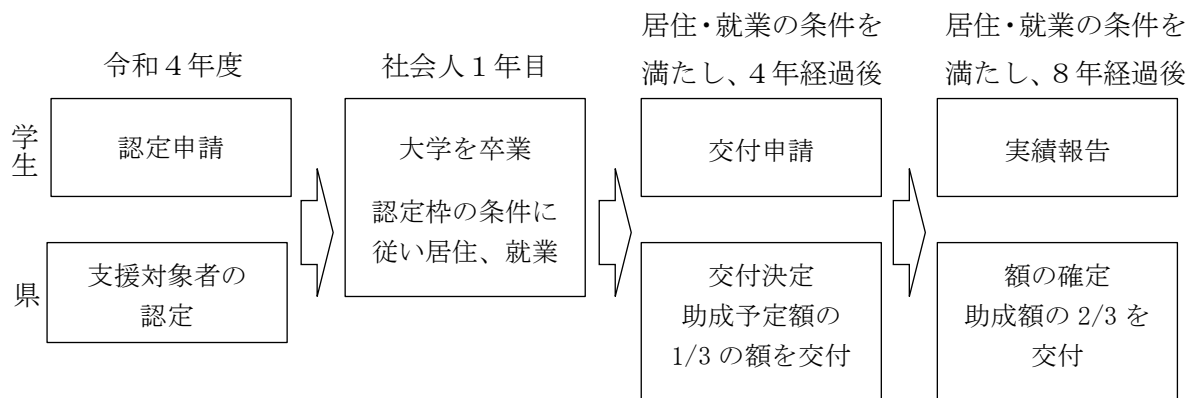
なお、認定を受けただけでは助成金は交付されません。

8 状況報告

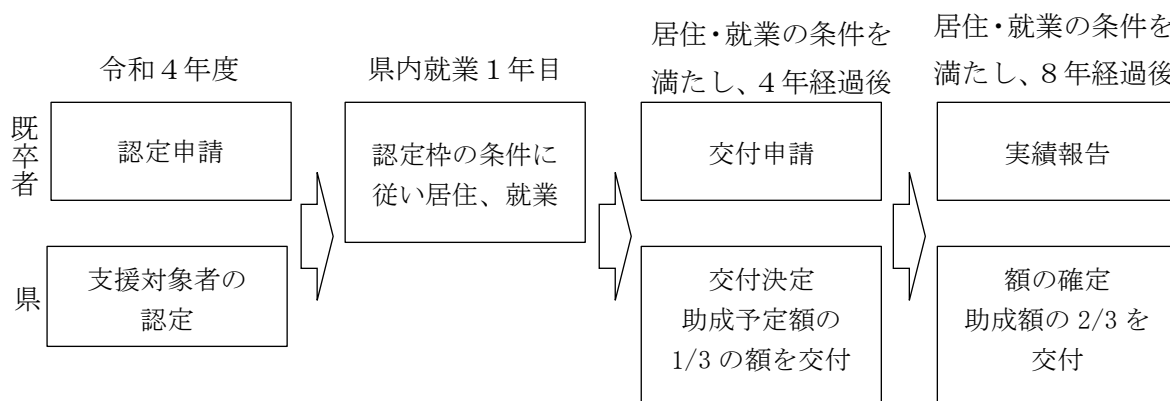
支援対象者は、助成金(全額)を受けるまでは、居住や就業等の状況について、毎年度並びに居住及び就業の状況に変更が生じたとき、県に報告を行うものとします。

9 助成金交付までの流れ（認定後の手続き）

【学生】例：大学3年生の時点で認定申請した場合



【既卒者】例：令和4年度に認定申請し、令和5年度に居住・就業を開始した場合



10 留意事項

偽りその他不正の手段により支援対象者としての認定又は助成金の交付決定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消します。

11 問い合わせ先

〒514-8570 三重県 戦略企画部 戦略企画総務課

電話 059-224-2009

FAX 059-224-2069

メール sensomu@pref.mie.lg.jp

指定地域枠の対象となる指定地域について

指定地域とは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「山村振興法」等に規定される次の地域です。

①全域が対象となる市町

伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町

②一部の地域が対象となる市町

桑名市 ……（旧多度町）旧古美村

いなべ市…（旧北勢町）旧十社村、川原、二之瀬、田辺、小原一色、鼓

…（旧藤原町）旧立田村、旧白瀬村、旧西藤原村、篠立、古田、鼎、山口、上之山田、上相場

鈴鹿市 ……旧深伊沢村

亀山市 ……（旧亀山市）旧白川村、旧野登村、坂本

…（旧関町）全域

津市 ……（旧久居市）旧榊原村

…（旧芸濃町）旧河内村

…（旧美里村）全域

…（旧白山町）旧家城町、旧倭村、旧八ツ山村、大原

…（旧美杉村）全域

松阪市 ……（旧松阪市）全域

…（旧飯南町）全域

…（旧飯高町）全域

…（旧嬉野町）旧宇気郷村、旧中郷村、嬉野小原・上小川

伊賀市 ……（旧上野市）旧丸柱村、旧花垣村、旧古山村、比自岐、摺見、大滝、桂、きじが台、諏訪

…（旧島ヶ原村）全域

…（旧阿山町）全域

…（旧大山田村）全域

…（旧青山町）全域

名張市 ……旧国津村

※ （ ）内は平成の大合併前の市町村名、その他の旧〇〇町(村)は昭和 25 年 2 月 1 日現在の町村名

業種指定枠の対象となる指定業種について

指定業種は、日本標準産業分類に定める産業のうち、次の産業です。

- A 農業
- B 漁業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、
[中分類]電気業、ガス業、熱供給業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業（ただし、小分類の貸金業、質屋を除く）
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、
[中分類]洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業
[中分類]娯楽業のうち、[小分類]公園、遊園地
- O 教育、学習支援業のうち、
[中分類]学校教育
[中分類]その他の教育、学習支援業のうち、[小分類] 社会教育、職業・教育
支援施設
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）のうち、
[中分類] 政治・経済・文化団体のうち、[小分類]経済団体

三重県に住みたい・三重県で働きたい方を応援します！

令和5年
1月16日
締切

三重県が 奨学金の返還を 支援します

最大
100万円！

！就職が決まる前に応募が必要です！

募集概要 ※概要を記載しています。応募の際には、必ず募集要項をご確認ください

対象者

- ★ 大学院、大学、短期大学、
高等専門学校等の最終学年と
その1年前の学年の学生
- ★ 卒業後3年以内、県外在住の既卒者
- ★ 35歳以下（令和5年3月31日時点）

募集人数

- ★ 40名（予定）

対象となる奨学金

- ★ 日本学生支援機構 第一種奨学金 等
- ★ 県外在住かつ県外大学等在学の方は
第二種奨学金 等も対象になります！

助成金額

- ★ 借受奨学金の1/4（上限100万円）
- ★ 居住・就労の条件を満たし
4年経過後→助成金額の1/3
8年経過後→残額 を交付

応募枠（どちらかを選んでご応募ください）

指定地域枠

- ★ 県内の指定地域への居住を希望する方
- ★ 就職する企業はどの場所でも、どの
業種でも構いません（公務員を除く）
- ★ 指定地域の詳細は県ホームページから

業種指定枠

- ★ 指定業種かつ三重県本社の企業への
就職を希望する方（公務員を除く）
- ★ 三重県内であれば、どこに居住しても
構いません
- ★ 指定業種の詳細は県ホームページから

詳細な手続きや応募は、
三重県ホームページから！
オンライン相談会随時実施中

三重県 奨学金返還支援



お気軽にお問合せください

三重県 戦略企画総務課



059-224-2009

指定地域枠における指定地域

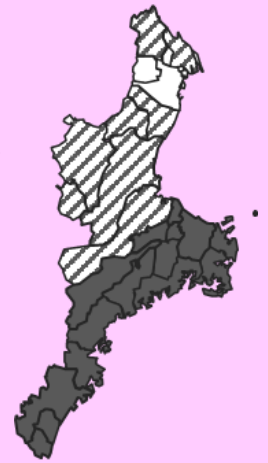
【全域が対象となる市町】

■：伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町

【一部の地域が対象となる市町】

▨：桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市、名張市

※詳細は、ホームページをご確認いただくか、問い合わせ先までお電話ください。



業種指定枠における対象企業等および指定業種

【対象企業等】県内に本社を有する企業・団体または県内に主たる事業所等を有する個人事業主

【全て対象となる業種】日本標準産業分類に規定する以下の業種

A 農業、林業 B 漁業 D 建設業 E 製造業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業
I 卸売業、小売業 M 宿泊業、飲食サービス業 P 医療・福祉 Q 複合サービス事業

【一部が対象となる業種】

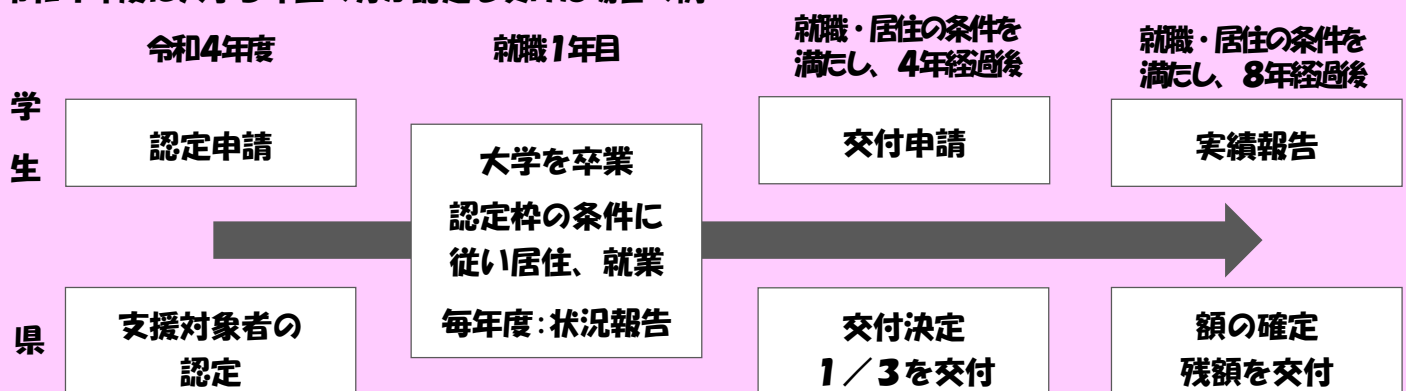
F 電気・ガス・熱供給・水道業 J 金融業、保険業 N 生活関連サービス業、娯楽業
O 教育、学習支援業 R サービス業（他に分類されないもの）

※業種は、日本標準産業分類によります。

※詳細は、ホームページをご確認いただくか、問い合わせ先までお電話ください。

助成金交付までの流れ

令和4年度に大学3年生の方が認定を受けた場合の例



協力企業のご紹介

若者の県内定着をめざす本制度の趣旨にご賛同いただき、これまで基金造成にご協力をいただいた企業等の皆様（五十音順・敬称略）（令和4年10月時点）

株式会社サイネックス、株式会社三十三銀行、株式会社スズキ、株式会社ソフトウェア・サービス、株式会社百五銀行、株式会社blu owl、関東化学ホールディングス株式会社、北伊勢上野信用金庫、紀北信用金庫、桑名三重信用金庫、シンフォニアテクノロジー株式会社、第一工業製薬株式会社、三重県民共済生活協同組合